

## 取引適正化・料金透明化に向けた行動指針

弊社は、令和6年4月2日に公布の液化石油ガス法に明文化された「取引の適正化・料金透明化」に関する省令及びガイドライン等の内容を受け、【お客様の視点に立ったLPガス販売業】を行います。

弊社は、保安の確保・安定供給を図りながら、お客様の不利益となるような営業活動はせず、お役様のニーズに合った生活提案を行います。特に以下の3点を掲げる規制に関して留意して遵守致します。

### ① 過大な営業行為の制限

- ・商習慣を超えた利益給与（無償貸し出しや紹介料支払い等）の禁止。
- ・お客様のLPガス事業者の選択を制限するような契約の締結を行いません。

### ② 三部料金制の徹底

- ・基本料金・従量料金・設備料金からなる三部料金制を導入し、透明な料金体系に努めます。

### ③ LPガス料金の情報提供

賃貸住宅入居希望者への事前提示と入居希望者からの直接要請があった場合、直接情報提供を行います。

以上 株式会社 井口商店